

由布市告示第11号

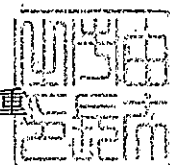
道路占用の制限に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のように道路の占有を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和5年1月31日から2週間、由布市建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

由布市長 相馬 尊 重



1. 占有を制限する区域

路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
医大西線	由布市挾間町医大ヶ丘2丁目253番6 地先から 由布市挾間町医大ヶ丘2丁目1493番17地先まで	13m～40m	619.1m
向原別府線	由布市挾間町七蔵司1177番30 地先から 由布市庄内町古野94番2 地先まで	10m～40m	2827.9m

2. 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（専用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）

3. 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4. 専用の制限を開始する期日

令和5年1月31日



